

管理 No.	申 027
--------	-------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:市民部 文化振興課
(総務係)

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室の使用料の減免
根拠条例・規則の名称／条項	入江泰吉記念奈良市写真美術館条例(平成4年奈良市条例第19号)第8条2項
処分権者	奈良市長
審査基準	<p>入江泰吉記念奈良市写真美術館の一般展示室の使用承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・入江泰吉記念奈良市写真美術館条例 第8条第2項・入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則(平成7年奈良市規則第17号) 第10条・入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室運用基準 <p>(関連条文)</p> <p>【入江泰吉記念奈良市写真美術館条例】 (展示室の使用料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めた場合は、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>【入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則】 (展示室の使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第8条第2項の規定により展示室の使用料の減免を受けようとする者は、入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料減免申請書(別記第6号様式)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合は、入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料減免決定通知書(別記第7号様式)を交付するものとする。</p>
標準処理期間	3週間
最終更新日	平成31年4月1日更新